平成２４年（フ）第２３０号
開始決定時の住所北海道旭川市東旭川南１条４丁目４番19号
破産者　庄司　光志
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１６号
北海道旭川市末広東１条４丁目６番21号
破産者　齋藤　　務
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２３号
釧路市暁町９番133号　クレステージ暁133号
破産者　オフィスタカハシこと　高橋　啓一
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１５３９号
横浜市戸塚区矢部町1232番地４　河原ハイツ103号
破産者　山崎　幸男
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５８４号
横浜市磯子区滝頭２丁目19番８号
破産者　高光　　豊
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０号
新潟県村上市上町１番26号
破産者　藤井　茂男
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１１０号
愛知県田原市赤石５丁目50番地　グリーンベル一番館102号
破産者　石川　太朗
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第８０号
愛知県新城市石田字万福５番地７
破産者　伊藤　敏廣
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２５６号
愛知県豊橋市有楽町46番地３
破産者　小原　健一
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第９００号
京都府京田辺市三山木上谷浦31番地３街区202、住民票上の住所京都府京田辺市三山木西角田22番地
破産者　中谷　康彦
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３１号
京都市右京区花園鷹司町25番地　花園団地４棟204
破産者　水上富美子
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
奈良県大和郡山市筒井町571番地11
破産者　刀祢　和彦
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２４０号
京都府京丹後市網野町小浜932番地１　小浜アベニュー101号、開始決定時の住所奈良市中登美ケ丘１丁目793番地の16　中登美団地Ｂ４―403号
破産者　稲村　誠仁
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４５２号
奈良市右京２丁目３番地　平城第２団地21―404
破産者　大前　郁子
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４７号
高知県四万十市佐田378番地、開始決定時の住所高知県四万十市中村東町１丁目11番21号
破産者　前田　治俊
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第８６号
長崎県長崎市ダイヤランド２丁目16―６、住民票上の住所福岡県福岡市西区愛宕２丁目12番16―1201号
破産者　濵本　一也
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５５１号
熊本市中央区本荘３丁目８番20―1105号　ラ・パルフェ・ド・フィネス
破産者　稲垣　政幸
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１０号
鹿児島県出水市昭和町９番21号　アプリガーデン201号
破産者　桑木　規行
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９１号
鹿児島県出水市大野原町485番地
破産者　川尻　　清
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係